

## 残暑お見舞い申し上げます。



2011年夏 三重県志摩市大王崎にて

### ご挨拶

本年3月末日をもって京都弁護士会会長職を無事退任することができました。この間の激励とご協力に対し御礼申し上げます。

本年3月11日に発生した東日本大震災とこれに引き続く福島第一原発事故、さらに放射能汚染により被災された数多くの住民の皆様に心からお見舞いを申し上げます。直ちに京都弁護士会に災害対策本部を立ち上げ、義援金を全会員に呼びかけさせて頂いたところで、私の任期は終了しました。今は、一弁護士として、この大災害、大事故に対し何ができるかを模索せねばなりません。

被災者の方への法律相談活動は、遠隔地であること、直面する法律問題は政府の立法措置に寄ることが多いことから、京都の弁護士にできることは残念ながら限られています。

人災であることが明白な原発事故への今後の対応策は誤ってはなりません。事業者、科学者はもとより、人権擁護の最後の砦と期待されながらこれを抑止できなかった司法の責任は免れないと考えます。同じ過ちを私たちが決して繰り返すことのないよう、できることから始めたいと思います。

ところで本年8月、当事務所は、44年間裁判官として権利の実現に貢献された井土正明弁護士を客員弁護士として迎えました。当事務所の法的サービスの一層の向上につながるものと期待しております。

末尾になりますが皆様のご健康とご活躍を心よりお祈り申し上げます。

あ ぼ し ひろ  
弁護士 安保 嘉博

## 帰る所がない子どもたち

私は、子どもの人権救済活動をライフワークとしていますが、その中で、今晚安心して泊まる所がない子ども達に出会ってきました。虐待を受け家庭から逃げ出さざるをえず、友人宅を転々としたり、公園等で寝泊まりをする子ども、また、家庭で養育を受けることができず児童福祉施設で育ち、その施設から自立をめざし、住み込みの仕事先で勤めたけれど仕事先で失敗し、仕事とともに住む所まで無くし帰る所がない子ども、虐待の中で育ち深夜徘徊等をするうちに非行を犯し、家庭裁判所の審判を受けることになったけれど、親が受け入れを拒否し社会内で行き場所がなく少年院送致になった子ども、少年院を退院することになったけれど帰る家がない子どももいました。

## 子どもシェルター

こうし